

「戦略計画等の議決」に関する県議会と知事との意見交換 会議録

日時：H21.11.9(月) 16:35 - 17:38

場所：議事堂 3 F 全員協議会室

出席者：三谷議長、議員提出条例に係る検証検討会委員（10名）、その他議員

野呂知事、安田副知事、江畑副知事、小林政策部長、植田総務部長

資料：（知事側準備資料）フローチャート、戦略計画を議決事件に追加すること等に対する知事意見

**県議会資料** 三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例（平成 13 年三重県条例第 47 号）の見直しについて＜第 2 条第 1 号関係 検討会まとめ＞、同条例の見直しについて＜第 2 条第 2 号関係 座長まとめ＞、同条例、関係条文

三谷議長：ただいまから、さる 10 月 19 日知事からお申し出を頂いたことにつきまして、県議会と知事との意見交換を始めさせていただきます。

知事のお申し出の主旨は、現在議会において行われている三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例、すなわち議決条例の検証における討議内容に関するものであります。その検証の方向が、知事が政策運営をされていく上で多大な影響が予想されるということから、本日、県議会と協議をさせていただきたいというものであります。従って、本日知事のご意見は、議員提出条例に係る検証検討会の西塚座長をはじめとする委員が中心となって賜ることとします。

本日の知事のご意見を踏まえ、検討会における議論が、より社会経済情勢の変化等を勘案し、県民の視点に立った検証に資することとなれば、本日の意見交換が有意義であったと言えるものであります。よろしく願い申し上げます。

本日の意見交換の進め方ですが、最初に知事から申し出の主旨、ご意見等を表明していただきます。次にそれに対する検討会としての考えを、同検討会の西塚座長からご説明をいたします。なお、この意見交換は、午後 5 時 30 分を目安として終了したいと思っておりますので、各位ご了承のほどお願い申し上げます。

それでは知事からご意見を表明していただきたいと思っております。

野呂知事：まず今日戦略計画の議決事件の追加等、皆さん方のご協議をいただいておりますことに、私の意見を聞いていただくことを厚く御礼申し上げます。議長の取り仕切りであります。検証検討会と私との議論ではなくて、あくまで二元代表ですから、後ろにおられる議員の皆様からぜひ

ろいろとご意見をいただきたい。私の方からそういう意味で、皆さんに質問をさせていただこうと思っっているところですので、よろしく願いいたします。

現在、まず議員提出条例に係る検証検討会において、戦略計画の議決等について検討が進められております。かねてからこの議会の在り方について熱心にお進めをされているのは敬意を表する一方、ぜひ私の方から、今回の検討については意見を申し上げたいと思います。

まず地方自治法と二元代表制の在り方についてでございます。議会が地方公共団体の二元代表の一方として意思決定をする対象というものが、限定的に列挙されております地方自治法第96条の第1項に規定する事項が、まずは基本でございます。その上で同条第2項によりまして、議決事件を追加することが可能とされておりますが、この条項に基づき議決事件を追加しようとする場合には、地方自治法全体の法体系と均衡を失しないように、慎重な対応をされるべきであると考えておるところでございます。とりわけ知事と県民との関係におきまして、知事の県民に対する責任や、県民へのサービス提供に支障が生じることのないよう配慮すべきであると考えています。今日は図表を皆さんのところにも、この意見書と一緒にお配りしているかと思えます。この図にありますように、知事と県民との関係におきまして、知事の統括代表権を前提とした県民からの負託や、執行責任、住民監査請求、住民訴訟等を通じた法的責任を知事が負うということを踏まえ、地方自治法全体を通じた考え方でございます。こうした法体系を前提にいたしまして、知事と議会との役割分担を明確にするということが必要であると考えています。

現行の三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例につきましては、地方自治法の考え方に照らし合わせますと、戦略計画が知事と県民との約束であるマニフェストの実現に向けて策定する計画であるということから、知事自ら決定した計画こそが団体意思になるという考え方に立って、議決対象から外したものと認識しています。なお現行条例では、概ね10年間の総合計画、県民しあわせプランが議決対象となっておりますが、執行部としましてもこれまでのところ知事の統括代表権や予算提出権、予算編成権を前提としました知事と県民との関係に支障を来すような実質的な弊害はなかったと認識しておりまして、現行自治法の考え方を崩すものではないと考えてまいりました。

また、第二次戦略計画、及び臨時的、追加的な案件の策定過程におきましても、これまで策定方針や計画案等につきまして議会と協議を行ってきており、その他みえの舞台づくり百人委員会やパブリックコメントなども活用し

まして、県民からも意見聴取も行い、計画策定の参考にしてきたところです。さらに計画の進行管理におきましても、県政報告書や県政運営方針（案）など、議会との協議を実施しておりまして、現行のプロセスで大きな支障や問題はまったくないと認識しております。

次に、現在議会におきまして、新たに議決事件の追加等を行おうとされていることに対する問題点を挙げたいと思います。まず予算提出権、予算編成権との関係であります。戦略計画は、4年間の具体的な数値目標や事業費を県民にわかりやすく示す知事の県政運営計画でございます。今後の予算編成と極めて関係が深い計画でございます。現行条例ではこの戦略計画を団体として意思決定する権限は、知事が有しているとの考え方に立っていると認識していますが、こうした考え方を前提とするからこそ、知事の専権事項である毎年の予算提出権が保証されるものであります。この戦略計画を新たに議決対象とするとなりますと、団体としての意思決定を議会の議決により行おうとするものであり、今後4年間の知事の予算編成権、ひいては予算提出権をあらかじめ拘束するというものになるのではないかと危惧をしております。これは現行地方自治法が想定しております知事と議会との役割分担を超えているものであり、慎重に対応されるべきであると考えております。

次に、検証検討会では、今回の検討の中で戦略計画以外の計画につきましても、議決対象の見直しをされようとしております。戦略計画以外の計画の検討の中身を見ますと、議決対象の計画期間について、短期でも重要な計画があるからといった理由で、「5年を超える」を3年以上に短縮するとともに、特に重要な計画を議決対象にされようとしております。私は特に重要な計画の定義も明確にされず、曖昧なまま単に5年を超えるから3年以上に期間を短縮するような見直しは問題であると考えています。県民にとって何が重要かという具体的な議論を先にせず、5年か3年かという単なる形式的な議論が先行するのであれば、誰のため、何のための条例改正なのか分かりません。そこで特に重要な計画の定義を明確化されるとともに、なぜ3年以上なのかの理由も併せて明らかにされたいと思います。また議決対象にされようとする計画が、具体的にはどういう計画なのかをまずはお示しいただき、そしてお互いが共通認識の上に立って議論をする必要があると考えております。

以上のような問題点のほかに、戦略計画などの議決によりまして、臨機応変な県政運営ができなくなるのではないかと懸念をしております。これまで県を取り巻く環境の変化、例えば昨年秋以降の経済危機や、国政の変動、こういったものにつきましては、その内容につきまして県政運営方針等に反映をし、対応してきたところでございます。しかし戦略計画等の修正に逐次議決

を要するということになりますと、迅速な県政運営に支障が生じるということが危惧されますとともに、職員への事務負担が多大なものとなり、県民へのサービス提供への支障も懸念されます。

以上が、戦略計画を議決事件の追加すること等に係る私の意見の一端でございます。県議会及び検討会におかれては、慎重な対応を望むところでございます。

三谷議長：ただいまの意見に対する（途中）

野呂知事：議長の取り仕切りはやめてくださいよ。これは二元で対等に議論する場ですから。後の進行は大いにお互いにやっていきましょう。

三谷議長：知事、それは事前の事務方との申し合わせに反している話なので、私の方で進行させていただくという了解の上でこの協議の場を持っておりますから、発言は私の許可を得てやっていただきたいと思います。

野呂知事：それはおかしいでしょう。対等に議論をしようというなら、議長の仕切りなくて何も喧嘩腰でやるわけではありませんから、お互いに大いにやったらいい話で、何で議長が対等に議論しようという時の取り仕切りに入るんですか。最初のスタートは議長がやられるということは聞いています。

三谷議長：対等な議論で十分だと思います。ただその進行は私がやるということで了解を得た上でこの会を持っておりますので、その点は知事の方、理解してもらいたいと思います。

野呂知事：最初と最後だけ議長はものを言われるというふうに聞いておりました、進行をやるということは伺っておりません。

三谷議長：西塚座長

西塚議員：議員提出条例に係る検証検討会の座長を仰せつかっております西塚でございます。知事のご意見に対する検討会としての見解をお答えさせていただきます。と思います。

その前に知事に申し上げたいことがございます。それは今日の意見交換会につきましては先程議長の挨拶にありましたように、さる10月19日、知事からの申し出があり、検討会を中心としてお受けするものとしたものであります。知事からの申し出の主旨、あるいはご意見を事前に文書でいただきたい旨、お願いをいたしてまいりました。本日の意見交換会の直前になって提出されたものであります。本会議における私ども議員の質問につきましては、事前通告をさせていただいていることを考え合わせると、非常に残念でありますことを申し上げておきたいと思っております。

それではただいまの知事からのご意見に対して議員提出条例に係る検証検討会としての考え、認識等を検討会座長である私から説明させていただきます。

ます。なおこの条例の見直しを含めた検証は、現在検討の途中であり、ようやく検討会としての見直しの概要がまとまった段階でございます。本来であれば、改正条例案が議会に提出された上で、本会議や議案が付託された委員会などにおいて、執行部への質疑も含めて審査されるべきところではありますが、本日はこれ以前の見直しの内容も未確定の段階で意見交換を行うものであります。その前提でご説明を申し上げたいと思います。

まず1番目の二元代表制の在り方については、検討会としての議論の対象外ではありますが、私個人の意見を申し上げたいと思います。県民へのサービスの充実は、県民の代表である我々議員が常に希求しているところであります。議会が地方公共団体としての意思決定する事項は、地方自治法第96条第1項に掲げられた15項目以外にも第2項に基づいて条例で定めることができるかとされています。この法律に掲げられた15項目と、条例で定められた項目との間に、上下や優劣、あるいは基本や附属といった差があるものではありません。条例で議決事件と定められれば、その事項については議決をもって団体意思を決定するものであります。いかなる事項を条例に定めるべきかは、議会が定めるものというふうに考え、現在検討会において検討している段階であります。

次に2番目の現行条例の考え方のうち、現行の戦略計画及びマニフェストの関係について申し上げたいと思います。現行の戦略計画は、県の計画であって、一政治家としてのマニフェストのための計画ではありません。マニフェストはあくまで有権者が投票に際して参考にするものであり、当選したからといって、マニフェストイコール県民の意思ではないものであります。マニフェストが計画に反映され、その計画に議決が必要であれば議決をして初めて県民の意思となるものであります。現行の戦略計画については、5年超のものでないため、議決対象に該当しないと整理されていると認識いたしております。次に現行のプロセスについてであります。パブリックコメントや策定過程への参加による県民の意見の反映は望ましいこととあります。しかしそれだけでは参加するほどの関心や、時間的余裕のある県民の意見しか反映されないこととなってしまいます。県民の負託を受けた議員が、議会という公の場で審議することで、さらに県民の望む計画に近づけたいというのがこの条例の目的の一つであります。

次に3番目の議決事件の追加等における問題点について申し上げたいと思います。予算提出権と編成権についてであります。現行の戦略計画に事業費や数値目標などの項目が明記されたことは、計画を策定する知事の判断の結果であります。知事自身の判断によって明記されたことが、予算の提出に当たって、知事自身を拘束することとなるのは当然のことと考えてい

ます。議決が拘束したのではなく、知事が一貫した政策を推進しようとされ、自らの手足を縛ることとなったというものであります。予算の議決と戦略計画の議決は、それぞれ独立した別個のものであります。仮に計画が議決されたとしても、その計画に記載された事業の予算まで議決されたというのではなく、予算は予算として審議され、議決されるものであります。知事はもし仮に議決された計画と一見矛盾する予算案を提出されるというのであれば、その理由を丁寧に議会に、ひいては県民に説明されるべきと考えます。計画の議決は予算編成権、又は予算執行権に直接関係するものではなく、当然これらを侵害するものではありません。

次に戦略計画以外の計画について申し上げたいと思います。この議決条例の制定後、いくつかの計画が三重のくにづくり宣言第二次実施計画、又は県民しあわせプラン及び戦略計画に整理されました。県政の総合的、一体的、かつ効率的な運営といった観点から、そのことは適切なことと一定認識をいたしております。その上でさらに県政において、特に重要な計画と認められるものは、この第2号に基づいて議決することとするのが適当であると考えたものであります。県行政において特に重要な計画とはいかなるものかということについては、現行の5年超といったような計画期間だけで限定できるものではありません。例えば県民に大きな影響を与えるもの、県民の意向を踏まえる必要があるものなど、計画の内容にかんがみて判断される必要があると考えます。冒頭申し上げましたように、この条例の見直しを含めた検証は、現在検討の途中であり、ようやく検討会としての見直し概要がまとまった段階であります。改正条例案を提出するにしても、条文上いかなる文言とするか、改めて定義規定を設けるか、あるいは委員会質疑で詳しく説明することとするかなどは、今後見直しの趣旨を踏まえて、国の法律や他の都道府県の条例などを参考に、法制執務に従って整理することになるかと考えております。

次に最後の県政の臨機応変な運営への支障についてであります。今回の見直し案において、議決された計画の変更にあたっては、すべての場合に議決を要するというのではなく、軽微な変更の場合に議決を要しないとするかと考えております。災害対策や緊急雇用など、差し迫って対応が求められている事態においては、計画の内容に関わらず、県は迅速に対応すべきものであります。計画の変更と事業の実施とは分けて考えるべきであると考えております。分けて考えることにより、変更計画の議決が、例えば緊急雇用対策の実施などの緊急の事態における迅速な対応の支障となることはないと考えております。計画の変更と突発的な事態にあたって緊急に事業を実施することなどによる迅速な対応とは別問題であると考えております。

以上が検討会における現在の考え方であります。

なお、本日いただいたご意見や、今から意見交換をさせていただくことなどにつきましては、参考にさせていただき、委員の責任と判断で引き続き検討させていただきたいと考えております。

野呂知事：委員にとおっしゃいましたが、委員ではなくて、県議会の議員として責任を持って議論していただきたい。もちろん検討会はその中でたたき台を出すのかもしれませんが。

三谷議長：知事、なぜ仕切ろうとするんですか。当然申し合わせの話と違うじゃないですか。大体あなたの方から協議したいと申し入れて、議会はこういうふうな形で受け入れるか、こちらの判断なんですから。あなたから申し入れて、こういう形じゃないと協議できないという、そんな馬鹿な話ないでしょう。

野呂知事：それも違うでしょう。だって前にいろいろと皆さんとは議論をして、そして会期を二期にすると言った時に、私から常設の協議機関を設けてくださいというお願いをした時に、それはお互い課題がある時にやればいいではないかということでありましたから、そのルールだけで今日までできているわけですから。お互いそれは大いに議論したらいいんで。

三谷議長：この会を二元協議会にするかどうかは、我々の代表者会議で二元協議会にしないという判断の下でやっているんですから、それを知事、ちゃんと理解してください。

西塚議員：今委員として責任を持って判断させていただいて、引き続き検討会で検討させていただきたいと申し上げたんで。いや、委員ではなくて議員としてどうか、私どもも議員の一人ではありますが、今私どもが置かれている立場は、議長から議会基本条例第14条に基づく検討会を設置するというふうにおっしゃられて、その後検討会が議決で設置されて、検討会の委員として検討させていただいているんです。一議員として検討しているわけではないことだけは、私申し上げておきたいと思います。

野呂知事：ちょっとこの際事前に申し上げておきますが、こういう議論をする時のルールの在り方、ぜひ一回協議をまたさせていただきたいと思います。今日は混乱させるつもりはありませんから、議長の言う今日はそういうルールでやらせていただきますが、本来なら協議をきちんとやるなら、議長が取り仕切り役なら、副の取り仕切りについて、例えば副知事を充てるなり、いろいろな考え方があると思うんですね。とにかくこれだけ大勢と私との議論ですから、そういう意味ではしっかり議論をさせていただきたいと思います。その上で、今、西塚さんの方からいろいろお話がありましたことにつきまして、私の方からまた申し上げたいと思います。

当初西塚さんの方から、検討会での検討状況だということですが、最終的に決められる時には、議会としてのものになっていくということでありますから、ぜひ議会全体での議論というものをしっかりやっていただきたいなと思っているところでございます。

そこでいろいろありますが、そもそもなぜこういう議決が必要なのか。そして何か今までに問題、課題があったのかということについて、私は全然わかりません。しかも皆さんは特に議院内閣制である国との制度の比較とか、よくイギリスの議会制度の話とか、そういうのを持ち出されるところであります。少なくとも私の方で調べている限りにおいては、例えば国においてもこういう計画について、じゃあ国会が議決をしているのかといいますと、国においては理念とか方向性を示すということについての国会の議決はございますが、具体化する計画については、弾力的な運営が必要だということで、基本的に内閣など、行政体が決定しているということであります。従って実施段階で関連予算という形、あるいは関連法案という形で国会で議決されるというようなことでもあります。仮にこれまでさっきも申し上げましたように、いろいろな手続きの中で皆さん方から、例えば今の戦略計画についても、その策定段階の素案の段階から皆さんにもお示ししながらご意見をいただいているところでございます。そういう議論を丁寧につもやって、皆さんの議会のご意見というものは、非常に尊重するということが今日までやってきておるところであります。しかし、もしもこれを議決の対象にしていくということになりますと、これはさっき申し上げたように、大変大きな問題になります。その中で西塚議員の方から、冒頭二元代表制ということについては今日の議論の対象外だというふうにおっしゃいましたが、実はこの二元代表制がある根拠、これはもちろん憲法ないし地方自治法によるところでございますが、そういう二元代表制で法律的に想定している枠の中で、私は整合性を持たせてご議論いただきたいということを申し上げているのであって、したがって二元代表制というのはその根幹にあるものでございます。その根幹にある議論をさておいて、いろいろな議論が出ていくということになると、私はそういう意味でおかしいと考えるところであります。

特に二元代表制につきましては、例えば議会と知事との役割分担、求められているものにつきましては、例えば議会が合議制に基づくものであれば、知事というのは独任制というものになるわけでございます。しかも知事の場合には、全県民から選ばれた代表であります。議員の場合には、地域で選ばれた代表ということになっております。そういうことから言いますと、知事の立場と、そして議員の皆様方が集まられている議会については、同等、同質のものではありません。もしも同等、同質ならば、何も分けてこういう2

つを置く必要はないわけです。したがってその役割に従って、議会の在り方、また行政の在り方、知事の在り方についてもその役割というのが示されているところでもあります。そういうことから知事においては予算調整権や予算編成に関する一切の行為を行う権限を有しているということでもあります。もちろん議会、あるいは委員会も追加されましたが、議案提出権、こういったものはありますが、それは必然的に制約を受けたものですし、ご承知の通り、予算についての修正というのにも制限されているところでもあります。

最も違いますのは、やはりこの表にありますように、実は皆さん方が議会の権限として主張されることと、責任との関係でございます。皆さんが議決をした責任が、いつも言われるのは皆さんは選挙において問われるんだと、こういうことをおっしゃいます。しかしながら、議決に賛成した議員というものについては、その議決内容の当否を問われるということがあるかもしれませんが、議会の中でじゃあ反対をした議員は、反対した姿勢を問われるということであり、議決内容について問われるというようなことではありません。しかも同じ地域で複数選挙区になっているところは、複数の当選者が出るということでもありますから、その中には賛成と反対と入り混じっている、すなわち議決に対しての責任というのは、そこにおいても分散されているということでもあります。そういう意味では知事は全県を選挙区にしており、当選は1人であります。そして選挙で訴えてきているマニフェスト、そしてそれに従ってやっていくことについて、実はその当否も一身で負っておりますが、その責任の審判というのは選挙だけではなくて、ご承知のように議会のチェックもあれば住民監査請求、住民訴訟、こういった議会にはない重い責任を背負わされているところでもあります。例えばこの間子ども条例について、杉本熊野議員が子ども権利条約にすべきだというような議論が議会でもされたわけですが、子どもの権利条約の権利はともかくも、少なくとも大人としてしっかりと対応していくのには、権限には責任が伴うものであります。その責任が、もしもこういった戦略計画のようなものの議決まで含まれていくということになりますと、少なくとも知事のマニフェスト等にも触れてくるわけですが、そういうものについて議会で議決をした場合には、その議決に対しての説明責任だけではなくて、その結果についても責任を議会がどう背負えるのかということにもなります。しかも議会については政策立案決定での議会への監視とか評価というものがきちんと制度にない状況にあります。そういう中で私は説明責任を果たすだけで、あるいは選挙で問えばいいんだという、そういう皆さんのおっしゃる責任と知事の責任とは、横並べて論じていけるものではない。これについては法律の下でそういう立場になっていますから、そのこのところの権限はやはりしっかり皆さんにも認めていた

だかないと、認識していただいておかないとと考えております。

西塚議員：今いろいろとおっしゃっていただきましたが、今日の意見交換は戦略計画等の議決事件についての意見交換会、こんなふうを考えておられて、私ども検討会自体が二元代表制の議論をやっていないわけです。要は基本的な計画について議会に決すべきことを定める条例の見直し検証を行っているわけでありますので、今おっしゃたように二元代表制のことまで踏み込んで議論しようということになりましたら、今日は議論できないなと思っています。ただ冒頭知事が意見として出されました、地方自治法 96 条第 1 項に係わることをおっしゃられましたから、私は 96 条 1 項も 2 項も上下の関係ではなくて、優劣の関係ではなくて同列の関係だということを私は申し上げたつもりであります。二元代表制の枠を超えてとおっしゃられたように聞こえましたが、私どもは二元代表制の議会としての枠内で議論させてもらっていることは当然のことですので、申し上げておきたいと思えます。

野呂知事：私の方から自民党の中嶋議員のご質問させていただきたいのであります。新政みえが勉強会をやられたかどうかは知らないんですが、自民みらいにおいてはこの件について勉強会をされたというふうに伺っておるところであります。その中で中嶋議員も、二元代表制ということについても少し触れられたお考えをお示しになっておられます。私は、やはり今回はこの二元代表制について、法が求めている役割に触れると思っておりますが、中嶋議員はどうお考えになっておられるのか、ぜひここでお聞きしたい。

中嶋議員：これは皆さん、誤解のないようにしていただきたいのは、事前にこのやりとりを知事と私は約束していたわけではありません。本当に突然の話ですので、それを前提で申し上げますが、私は今回の議決事件に関する条例の議提議案の改正については、二元代表制の議論とまったく同一のものというか、そのことをもう一度踏まえないといけないなというのは会派内でも随分主張させていただいております。そのことは十分検討会の方のマト - になるかならないかということについては、非常に悩ましいところであったと思いますが、せっかくの場ですので、私は正々堂々とここで二元代表制の議論をするべきであると。その中で私は知事が同等、同質ではないとおっしゃいましたが、同等かどうかというのはあれですが、同質でないということについてはまったく同感でして、私ももしかすると将来知事選に出るかもしれませんので、その時にもし自分が知事になれたとしたら、かなり今回の議論は粗っぽい議論になってはいけないなと。やはり議会がやるべき役割と、権能と、知事の持っている役割、権能は同一ではな

いという前提の下で、じゃあどこまでが議会の役割なのか、どこまでが知事の役割なのかということをしっかり議論すべきであるというのは私の立場です。

野呂知事：萩原議員に少しお聞きしたいと思うわけです。以前例のリサイクル条例に絡んで、議会の議決責任ということをおっしゃいました。それについて今回のこの議論も出ているところですが、萩原議員のご意見を聞かせていただいたらありがたいと思います。

萩原議員：私は議会の議決責任があると思います。例えば長良川河口堰もそうです、RDFもそうです。負の遺産って言って知事がものすごく困ってみえるけど、あれやはり賛成してきた県議会の責任が問われると思うんですよ。私は。その意味でも申し上げたし、フェロシルトの問題についても、条例から特定管理廃棄物を外したということについては、本当に私は犯罪的だと思うんですが、これはどうも当局によると、資料は出せないと言いながら、県議会がやったことじゃないかと言わんばかりのことも言われているわけですね。その責任は一層私は明確にすべきだと思っています。知事は、知事はものすごくえらいんだぞ、議員は各地域から出てきていっぱいいるじゃないかというような感じで、いかにも差をつけたような言い方ですが、違いますよ。議会の議決について例えば私たちは県政汚職事件と言ったけれど、県の防災センターで汚職があった時に、県議会の議長をやられた方、逮捕されたじゃないですか。あの時に職務権限ありとされたんですよ。議員は。やっぱり請託を受けた、要請を受けた。そのことを議会に出して議決をしたという責任を問われて、そして逮捕もされています。有罪になっています。これは議員が議決の責任は重大にあるということを示していると思うんです。そういうのが今の知事の疑問に対するお答えです。だから私は一つ一つ議案について、予算について、やはりよいものはよい、悪いものは悪いという立場でいつも明確に表示しているところであります。

野呂知事：ぜひ新政みえの方にも、特に市長を経験されておられる方もいらっしゃるんで、ご意見をお聞かせいただきたいんですが、辻議員におかれては、こういう議論についてどういうふうにお考えでしょうか。

三谷議長：知事、基本的には検証検討会と知事との意見交換なので、知事の方からあちらこちら指摘されるのはわからないでもないですが、基本的には検証検討会との意見交換会をやっていただきたいと思います。

辻議員：知事と元町長というレベルの違いもありますので、今回この場所でそういう経験者としての話は控えさせていただきます。

野呂知事：それでは杉本熊野議員にお聞きしますが、子ども権利条約で、権利

ということを随分おっしゃられました。私もおっしゃっている趣旨はまったく問題ないですが、さっきから申し上げているやはり権利にはその責任が伴うということにおいて、今の二元代表制ではあまりにも責任というもについては差が付く、あるいは県民が議提条例であっても、これは知事が署名しないと発効しませんし、そしてその住民監査請求は知事のところへ来るわけであり。そういう意味では、極めて議決という手続きは極めて重要なことですが、そういう点について杉本議員であれば少しまたご理解いただけたところがあるのではないかという気がしまして、いかがでしょうか。

杉本議員：子どもの権利との違いは知事もよく理解してもらっていて、あれは人権としての権利であって、今言っていらっしゃるのは、権利と責任との裏腹にある権利のことですよね。私はやはり議会は議決責任という責任を負っていると思います。その意味において私は二元代表制だというふうに思っていたので、この表が、私はまだ勉強不足かと思うんですが、二元代表制という自分のイメージで見た時に、知事というのが2つにまたがる一番下のところにあって、統括代表権というふうになっていて、県民からの矢印が知事のところだけにだけ向いているというこの図が二元代表制、今まで議会の中で議論してきたこの二元代表制になった考え方とこの図が一致しているのかなというところが今日の私の疑問です。お返しして悪いんですが、そのところが疑問なので、そういったあたりのところを今後議論させていただけたらなというのがあります。

野呂知事：本当に率直なご意見、お尋ねだと思うので、少し私の方から申し上げておきたいと思いますが、地方自治法で147条に、長の代表ということについて述べられております。これにつきましては、結局例えば三重県の県民を代表して、何か最終的に県の一体性を示す時の代表というのに知事というものが想定されておまして、結局ここで言う代表というのは、知事部局以外の執行機関はもちろんですが、議会、それから住民、すべてを含めてこの当該地方公共団体全体の立場を代表するというのも意味に含まれているということでもあります。なお議会についてであります、議長についてであります、これは自治法の104条におきまして、議会の代表権を有するというふうになっているところにして、そういう意味では権限の違いというものがあるわけ。その権限の違いというものについて、実はあるからこそ知事が統括代表権を持っている故に、住民からの訴訟の対象になっているところでもあります。杉本議員のおっしゃる議決責任はあるというお話ですが、この今のシステムでは、議会に対して議員提出条例であれ、そのことについて住民から請求を出して訴訟をしていくというこ

とが制度的に認められていないところであります。従って知事の立場というものについても、これはもちろん裁判とかはあるかもしれませんが、しかし通常のこういうシステムにおいてはなかなかそれが認められていないということであります。ぜひこの点がまず基本になっておりまして、多分私はこの二元代表制の捉え方というものがその後の議論に随分影響してきているのではないかなど。ここをいつも申し上げているのは、ここを踏み外さずに議論をぜひしてくださいというお願いをしているところでございます。

萩野議員：今日は条例に関する意見交換会ということなんですが、知事がおっしゃるように、二元代表制の在り方にも関わるというのも私もよくわかります。ただ今日は条例のことですから、二元代表制に関する意見交換会であれば、議会は議長中心に別の形できちんと議論する場を作らなければならないと思っていますので、今日はやはり条例が中心であろうと思います。その意味で今、条例検証というのは、県の計画をしているものを議決しようというものであって、知事の属人的なマニフェストそのものを議決しようとしているのではないんです。あくまでも戦略、いわゆる計画であって、単年度で議決している予算と別のものだというふうに考えているわけで、知事の言う予算編成権や予算提出権を侵害するものでは決してないということは、私はそのように理解させていただいております。

ついでですから申し上げますが、今知事がおっしゃったいわゆる代表権の問題ですが、私は法律の専門家ではありませんが、いわゆる 147 条の解釈というのは、逐条解釈というか運用の中には、この団体の事務全般について当該地方公共団体の長が総合的な統一を確保する云々と書いてあって、解釈は法律家によっていろいろ違います。事務を全般に代表すると書かれています。それからその解説の中に、具体的な法律上の権限というよりはむしろその地位の性格を表すというのが代表権だというふうに 147 条の運用と解説には書かれていますので、私はその代表権そのものをもしも議会をも代表することであれば、これはいわゆる知事の議会の権限に対する侵害というふうに解釈せざるを得ないというふうに思うところでございます。ですから今回の議決の場合、議決する決定権は議会にある。もし知事の側に異議があったり違法であるというふうに知事が判断されたら、このように議論した上で、自治法上は再議制度があるわけですから、再議にかける、そんなことによって自治法上規定されている、それによって対応されるのが今の自治制度の持っている意味ではないかということをお私に思っているところでございます。

三谷議長：時間がきていますが、知事最後にどうぞ。

野呂知事：まず二元代表制について、これはその根幹にそれがあるから、ここ

の議論をしっかりとっておかないと、結局今日の議論の判断も間違ってしまうものですから、どうしてもこれをもう一度踏まえていただきたいと思えます。ただこの議論に二元代表制というものを含まないということでありますならば、二元代表制についてぜひ常設の形で議論する場を設けていただいて、その議論の派生する中で、この条例についても議論させていただいたら結構であります。憲法みたいな、ものの一番大元になる議論というものがないがしろのままこの議論を続けていくというのも、私は大変危険なことだと思います。代表問題については、いろいろな学者は学者で学説があるかもしれませんが、しかし少なくとも例えばこの国を代表するのは誰になるのかといった時に、象徴である天皇陛下なのか、あるいは内閣総理大臣なのか、少なくとも対外的にこの国を代表して意見を言える、ものを言える立場というものなのか、そういう国の最終的な一体性というものを考えるならば、県においても今おっしゃったように地方公共団体の事務において長が中心的な役割を果たすわけではありますが、それは知事部局以外の執行機関はもちろんです。議会やあるいは住民を含めた当該普通地方公共団体の事務について、その長が中心的な位置にあって一つにまとめ、最終的な一体性を保持するという考え方が、私は通常ではないかと思っております。ですから、学者の意見が、いろいろな少数学者の意見があるとしても、私はこういう考え方でいいのではないかと思います。それからこれまでの自治法というのは、私は不備だらけだと思います。それはなぜかと言えば、今日三重県ほど議会機能を高めるためにいろいろ議論をされておると。そういうことを前提としてこの自治法が想定していたかということ、そういう域をもう超えてきているわけですね。そういう意味では地方自治法がどうあるべきなのか、これは私が皆さんとももっと議論できるのではないかなと思います。

奥野議員：今回、二元代表制云々というところはまた後にしていただいて、今回はこの議決をするかという話ですから、その話がやはり大事だと思います。ただ三重県は総合計画というのが10年のものだけど、わざわざ地方自治法でなくていいものを議決対象にして議決しているというのは、これは我々が元首長としてはつまらないことをしているなというのが僕の考え方なんです。それとまた戦略計画と総合計画が同じものなのか、総合計画の中に戦略計画が入っているのか、それとも総合計画と戦略計画は別のものなのか、そこらへんをきっちり説明していただかないと、これも議決して、あれも議決していく。また戦略計画の場合は、単年度で必ず予算の中で議決をされるわけですから、今ここで我々議員が戦略計画に対して云々というよりも、もう少し時間をかけて議論して、その結果、だから総

合計画を議決対象にしないといつて外してもらつて、それから戦略計画をどうしようかということなら話はわかるんですが、今のまま2つとも一緒に議決対象にするのはちょっといかなものかなと思います。

西塚議員：萩野さんからもおっしゃっていただきましたが、今日は私ども二元代表制の在り方について議論するという立場でここへ出席したつもりはありませんけれど、それはさておき、今、知事から議会の議決責任という言葉がたくさん出てまいりました。私どもは聞いていると、私ども無責任に議論して、無責任に条例改正をしようとしているような印象になります。私どもは決して無責任な立場でこの条例を議論しているわけではありません。平成13年当時、条例が制定された当時、条例を立案した当時の思いが現在生かされていないのではないか。そんな思いの中で、この条例を本当に県民のためにいかにあるべきか、そういう立場で私は議論してきたつもりであります。現在あるのはしあわせプランと戦略計画になっておりますから、すぐこちらの方に目が行きがちですが、私どもはそういう議論をしてきたのではなくて、あくまでも中長期の総合計画については、議決対象にすべきではないか、こういう議論をさせてもらってきたわけです。戦略計画に4年、3年と、そんな議論を本来はしてきたつもりはありません。ただ現実の問題として、前にありますので、どうしてもこちらに目が行きがちですが、そういう立場です。

それから予算編成権とおっしゃいましたが、戦略計画をよく見てください。ここに確かに、事業費は、書いていただいております。これは必ずしも予算と思っております。戦略計画に書いてあるんじゃないですか。23ページに4年4ヶ月の事業内容を、事業費として示しています。予算枠を確保し頑張りますと。具体的な事業のところでは、事業費の合計を概算として示しております。ただ現時点における所要見込額を計算しておりますと書いてあります。予算というのは歳入と歳出が相まって予算だと私は思っております、これそのものを議決したからといつて、予算編成権や予算提出権を侵すものではないと私は思っています。それから知事、マニフェストにこだわってみえますが、知事のマニフェストは8ページですよ。このことは議決対象にするとは一切議論した覚えはありませんので、このことだけは申し上げておきたいと思つています。

三谷議長：時間がまいりましたので、今日の意見交換会はこれで終了させていただきます。

(以上)